

インド税務当局、国際取引の 移転価格に係る改正セーフ ハーバールールを発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

インドの最高税務機関である直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes、以下、「CBDT」)は、2013年9月18日に移転価格に係るセーフハーバールールについて、2012-13年度から2016-17年度の5年間に適用すると発表しました。インドの税法における「セーフハーバー」とは、納税者が申告した移転価格を税務当局が受け入れる状況、と定義されています。セーフハーバールールでは、税務当局による受け入れの条件として、ソフトウェア開発サービスの提供、情報・技術アウトソーシングサービス、知識処理アウトソーシングサービス、受託R&Dサービス、自動車部品の製造・輸出等における特定の国際取引において、納税者が稼得すべき対営業費用に関する営業利益率の最低水準を規定しています。また、インド納税者が国外関係会社に対し行う、グループ内融資や債務保証等の特定の金融取引についても、受け入れの対象とする基準を規定しています。

2017年6月7日、CBDTはセーフハーバールールを改正する通達46/2017を発出し、本ルールの適用が可能な国際取引の範囲を拡大するとともに、独立企業原則に基づくとみなされる価格及び利益率を変更しました。セーフハーバールールの適用期限は2018-19年度まで延長され、対象となる国際取引における基準も一部修正されました。2016-17年度については、納税者は、従来のルールと改正ルールのいずれかから、より有益なセーフハーバーを選択することができます。改正ルールでは、対象となる国際取引に、「低付加価値グループ内サービス」が新たに加えられました。全般的に、改正ルールは、移転価格訴訟の削減を目指し、対象納税者にとって、セーフハーバールールをより魅力的なものにすることを目的としています。

詳細は、2017年6月13日付、EYグローバルタックスアラート「Indian Tax Administration issues amended safe harbor rules on transfer pricing for international transactions (英語のみ)」をご覧ください。

<http://www.ey.com/gl/en/services/tax/international-tax/alert-indian-tax-administration-issues-amended-safe-harbor-rules-on-transfer-pricing-for-international-transactions>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
佐藤 佳子	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2703	yoshiko.sato@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170627

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp